

# 京都スマート電力システム構築協議会規約

(名称)

第1条 本会は、京都スマート電力システム構築協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、産学官連携で最新の知見を共有し、グリーントランスフォーメーションの中核である化石燃料から再生可能エネルギーへの転換に重要な、様々なエネルギーリソースを用いた電力の需給調整等を組み込んだ電力システム（以下「スマート電力システム」という。）の構築に向けた取組を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域での経済・環境価値循環にもつながるスマート電力システムの在り方の検討
- (2) 様々なエネルギーリソースを用いた市域での電力の需給調整等の実証
- (3) スマート電力システム構築に資するビジネスの検討
- (4) 事業者・市民等の認識向上を図る広報
- (5) その他協議会の目的に合致する事業

(組織)

第4条 協議会の会員は、本会の目的及び事業の趣旨に賛同し、その目的達成及び事業の実施に貢献できる法人、団体又は個人とする。

2 会員に関し必要な事項は、会長が定める。

(入退会)

第5条 入会については、会長の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 退会については、退会しようとする日の1か月以上前に、会長に届け出ることとする。

(役員)

第6条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 1名

(役員を選任)

第7条 会長は、京都市産業観光局産業イノベーション推進室長をもって充てる。

2 監事は会長が指名する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 監事は、協議会の会計を監理し、会計監査報告を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は、選任された時の事業年度に関する決算が承認された時までとする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、その任期が満了した場合においても後任者が選出されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(総会)

第10条 総会は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会は、会員の過半数の出席を要する。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数でこれを決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由により、総会に出席できない会員は、書面又は代理人を持って議決権を行使することができる。この場合において、第3項の適用においては出席したものとみなす。

6 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 規約の制定及び改廃

(2) 協議会の運営方針の決定及び変更

(3) 予算の決定及び決算の承認

(4) その他会長が必要と認めた事項

7 総会は、必要に応じて書面による開催も可能とする。

(オブザーバー)

第11条 協議会は、必要な関係行政機関や有識者等をオブザーバーとして招集することができる。

(会計)

第12条 協議会の運営に要する経費は、会員からの負担金、補助金、委託費等を充てる。

2 会計に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、京都市産業観光局産業イノベーション推進室に事務局を置く。

2 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第14条 協議会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決により解散する。

2 協議会が解散する場合の残余財産は、総会の議決を経て、京都市又は会員に帰属するものとする。

(事業年度)

第15条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定めることとする。

附 則

この規約は、令和5年7月7日から施行する。